

後入先出法の取扱いの検討について

1. 経緯

棚卸資産の評価方法について、企業会計原則では、個別法、先入先出法、平均原価法等と共に後入先出法の選択を認めている。棚卸資産の評価方法は、棚卸資産の個別の払出しに基づいて評価する場合を除き、幾つかの規則的な払出しの方法から選択することとなる。我が国では、後入先出法は、先入先出法や平均原価法と同様に一定の仮定に基づく評価方法の1つとして認められてきた。

しかしながら、国際会計基準（IAS）第2号においては、後入先出法の採用は認められていない。このため、当委員会と国際会計基準審議会（IASB）との会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた共同プロジェクトの第3回会合において、棚卸資産（後入先出法）については、長期プロジェクト項目に位置づけられ、また、当委員会が平成18年10月に公表された「ASBJ プロジェクト計画表」でも、棚卸資産（後入先出法）に関するプロジェクトの検討スケジュールを明示している。

「ASBJ プロジェクト計画表」の公表以後、平成19年8月に当委員会とIASBによる東京合意が公表されるなど、会計基準の国際的なコンバージェンスを加速化する方向に状況が変化していることから、当初の予定を前倒しして検討することとしてはどうか。

(*)なお、この論点は、2005年7月に公表された欧州証券規制当局委員会（CESR）の同等性評価に関する技術的助言において、開示B（IFRSに従って会計処理した場合の定量的影響（損益又は株主持分への税引前後の影響）の表示）が求められる項目となっている。

2. 検討内容

国際会計基準とのコンバージェンス等の観点から、棚卸資産の評価方法として、後入先出法の採用を廃止すべきかどうか¹について検討する。

3. 作業計画（案）

本件については、棚卸資産専門委員会を改組して審議を行う。

平成19年11月 棚卸資産専門委員会での審議開始（月1～2回）

平成20年前半 公開草案

以上

¹ 後入先出法の採用を今後も認めることとした場合においても、その指摘されている問題点を解消するための一定の追加開示を採用企業に求めることが考えられる。